

玉川大学学則（抜粋）

制定 昭和 24 年 4 月 1 日

改正 昭和 31 年 4 月 1 日

<中略>

平成 31 年 4 月 1 日

第 1 章 目的及び使命

(目的及び使命)

- 第 1 条 本大学は、教育基本法及び学校教育法の規定に基づき、更にキリストの教えに従い、玉川学園建学の理想にかんがみ、「全人教育」をもって教育精神とし、広い教養と深い専門の學術の理論及び応用を教授する。宗教、芸術教育を重んじ魂を醇化し、浄らかな情操を養成し、厳粛な道義心を涵養することをもって人格を陶冶し、併せて人類の幸福と世界の文化の進展に寄与するものとする。
- 2 本大学の各学部についての人材養成等教育研究に係る目的は、別表第 1 に定める。

(自己点検及び評価)

- 第 2 条 本大学は、その教育研究水準の維持向上を図り、前条の目的及び使命を達成するため、本大学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 2 前項の自己点検及び評価に関する細目は別にこれを定める。
- 3 本大学の授業及び研究指導の内容・方法の改善を図るため、組織的な研修・研究を実施する目的で、玉川大学 F D 委員会規程を別に定める。

第 2 章 学部・学科

(学部)

- 第 3 条 本大学に文学部、農学部、工学部、経営学部、教育学部、芸術学部、リベラルアーツ学部、観光学部を置く。

(学科等)

- 第 4 条 文学部に国語教育学科及び英語教育学科、農学部を生産農学科、環境農学科及び先端食農学科、工学部に情報通信工学科、ソフトウェアサイエンス学科、マネジメントサイエンス学科及びエンジニアリングデザイン学科、経営学部に国際経営学科、教育学部に教育学科及び乳幼児発達学科、芸術学部にパフォーマンス・アーツ学科、メディア・デザイン学科及び芸術教育学科、リベラルアーツ学部のリベラルアーツ学科、観光学部に観光学科を置く。
- 2 教育学部教育学科に通信教育課程を置く。
- 3 通信教育課程に関しては、別に定める玉川大学教育学部教育学科通信教育課程規程による。

第 3 章 大学院

(大学院)

- 第 5 条 本大学に大学院を置く。
- 2 大学院に関しては、別に定める玉川大学大学院学則による。

第 4 章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

- 第 6 条 学年は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
- 2 学期は学年を 2 期に分け、それぞれの学期を 1 セメスターとする。期間については、教授会及び玉川大学部長会（以下「大学部長会」という。）の議を経て学長がこれを定める。
- 3 教育上の必要があるときは、夏季休業、冬季休業及び春季休業の期間に特別学期を設けることができる。

(休業日)

- 第 7 条 本大学の休業日は、次のとおりとする。
- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (2) 日曜日
 - (3) 夏季休業日
 - (4) 冬季休業日
 - (5) 春季休業日
- 2 前項第 3 号から第 5 号の休業日の期間は、別に定める。
- 3 第 1 項各号に規定する以外の休業日については、教授会及び大学部長会の議を経て学長がこれを定める。

第 5 章 学部学科別定員

(定員)

- 第 8 条 本大学の定員は、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員	編入学定員 (3 年次)	収容定員
文学部	140人		560人
国語教育学科	60人		240人
英語教育学科	80人		320人
農学部	305人		1,220人
生産農学科	165人		660人
環境農学科	70人		280人
先端食農学科	70人		280人
工学部	240人		960人
情報通信工学科	60人		240人
ソフトウェアサイエンス学科	60人		240人
マネジメントサイエンス学科	60人		240人
エンジニアリングデザイン学科	60人		240人
経営学部	130人		520人
国際経営学科	130人		520人
教育学部	315人		1,260人
教育学科	240人		960人
乳幼児発達学科	75人		300人
芸術学部	270人		1,080人
パフォーマンス・アーツ学科	130人		520人
メディア・デザイン学科	90人		360人
芸術教育学科	50人		200人
音楽コース	30人		120人
美術・工芸コース	20人		80人
リベラルアーツ学部	160人		640人
リベラルアーツ学科	160人		640人
観光学部	90人		360人
観光学科	90人		360人
小 計	1,650人		6,600人
教育学部			
教育学科通信教育課程	1,500人		6,000人
合 計	3,150人		12,600人

第 6 章 修業年限及び教育課程

(修業年限)

- 第 9 条 本大学の修業年限は、4 年とする。なお、在学年数は、8 年を超えることはできない。
- 2 編入学生の修業年限は、3 年次編入にあっては 2 年、2 年次編入にあっては 3 年とし、在学年数はそれぞれ 4 年、6 年を超えることはできない。

(授業科目)

- 第 10 条 授業科目は、ユニバーシティ・スタンダード科目（玉川教育・F Y E 科目群、人文科学科目群、社会科学科目群、自然科学科目群、学際科目群、言語表現科目群、教職関連科目群、資格関連科目群）、学部学科関連科目に区分し、必修科目及び選択科目に分ける。授業科目名及び単位数は、別表第 2 - ①のとおりとする。

(授業科目及び単位数)

- 第 11 条 各学部の修業年限の間に履修しなければならない授業科目及び単位数については、次のとおりとする。なお、細部については学生要覧による。
- (1) ユニバーシティ・スタンダード科目（玉川教育・F Y E 科目群）より 7 単位
 - (2) ユニバーシティ・スタンダード科目（人文科学科

目群、社会科学科目群、自然科学科目群、学際科目群、言語表現科目群、教職関連科目群、資格関連科目群)については、各学部学科の履修規定による。

- (3) 学部学科関連科目については、各学部学科の履修規定による。
- 2 教育上特に必要と認めるときは、本大学大学院及び専攻科の授業科目を履修させることができる。
- 3 教育職員免許状の授与を受けようとする学生は、教育職員免許法に基づき、同法第4条に定める免許状の種類に応じて、教育職員免許法施行規則に規定するそれぞれの科目及び単位数を修得しなければならない。
- 4 本大学で修得できる教育職員免許状の種類及び教科は、別表第3-①のとおりとする。
- 5 児童福祉法による保育士の資格を得ようとする学生は児童福祉法施行規則に規定する科目及び単位数を修得しなければならない。
- 6 学校図書館法に基づく司書教諭、図書館法に基づく司書、社会教育法に基づく社会教育主事又は博物館法に基づく学芸員の資格を得ようとする者はそれぞれの法令に規定する科目及び単位数を修得しなければならない。
- 7 食品衛生法に基づく食品衛生管理者、同法施行令に基づく食品衛生監視員の資格を得ようとする者はそれぞれの法令に規定する科目及び単位数を修得しなければならない。
- 8 工事担任者の資格(国家試験受験科目一部免除)を得ようとする者は、工事担任者規則に規定する科目及び単位数を修得しなければならない。

(授業の方法等)

- 第12条 授業は講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 2 前項の授業は、文部科学大臣の定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(学修時間及び単位)

- 第13条 各授業科目の単位数は、各学部教授会において定めるものとする。
- 2 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。
 - (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 実験、実習及び実技については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(警告制度)

- 第14条 学生の学修の質の維持及び向上を図るために、警告制度を定める。
- 2 前項の細部については学生要覧による。

(進級条件及び進捗チェック)

- 第15条 教育上必要と認められた場合は、各学部学科において進級条件及び進捗チェックを定めることができる。
- 2 前項については学生要覧による。

第7章 単位の授与、卒業の要件及び学士

(単位の認定)

- 第16条 授業科目の単位の認定は、試験による。
- 2 試験の種類は次のとおりとし、その種類に応じて行う。
 - (1) 平常試験は、必要に応じ適宜行う。
 - (2) 定期試験は、学期末の定期試験期間内に行う。
 - (3) 追試験は、やむを得ない理由により定期試験を受けられない者等のためにより追試験期間内に行う。
 - (4) 単位認定試験は成績評価保留(インコンプリート)の者のためにより所定の期間内に行う。
- 3 試験の方法は、筆記、口述、レポート又は実技によるものとする。

- 4 試験の成績の評点は、S(100~90点)、A(89~80点)、B(79~70点)、C(69~60点)、F(59~0点)の5種とし、S、A、B、Cを合格、Fを不合格とする。また、授業科目によってはP(60点以上)を合格、F(59点以下)を不合格とすることができる。
- 5 定期試験及び単位認定試験は、別に定める本大学試験規程によって実施する。

(単位の授与)

第17条 前条の試験に合格した学生には、第13条所定の授業科目の単位を与える。

(他大学における授業科目の履修及び修得単位の認定)

- 第18条 本大学が教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学とあらかじめ協議の上、当該大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。
 - 2 前項により履修した授業科目の単位は、60単位を超えない範囲で本大学において履修修得した単位として認定することができる。

(短期大学等における修得単位の認定)

- 第19条 本大学が教育上有益であると認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校等の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修について、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
 - 2 前項により与えることの出来る単位数は、前条第2項により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(既修得単位の認定)

- 第20条 学生が本大学入学前に大学又は短期大学において修得した単位(既修得単位)について本大学が教育上有益と認めるときは、本大学において履修修得した単位として認定することができる。ただし、この認定に関連して修業年限の短縮は行わない。
 - 2 前項による単位の認定は、第18条、第29条第4項による単位認定と合わせて60単位を超えない範囲で行うものとする。
 - 3 前2項に定める単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

(卒業の要件及び学士)

- 第21条 卒業の要件は、4年以上在学し、第11条第1項各号に定める単位を含め、124単位以上を累積GPA2.00以上の成績で修得することとする。
 - 2 第1項に定める以外の卒業の要件については、学生要覧による。
 - 3 卒業の決定は、第1項及び前項の要件を満たした学生に対し、教授会の議を経て学長がこれを行う。
 - 4 前項により卒業が決定した者には、玉川大学学位規程に基づき、卒業した学部に応じ学士の学位を授与し「学位記」を交付する。

第8章 入学、転学部・転学科、編入学、転入学、留学、休学、復学、退学、除籍及び再入学

(入学の時期)

第22条 入学の時期は、学期の初めとする。

(入学の資格)

- 第23条 本大学に入学の資格を有する者は、次の各号の一に該当する者とする。
 - (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
 - (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。)
 - (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
 - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(大学入学資格検定規程により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(入学の志願)

第24条 本大学に入学を志願する者は、入学志願書、出身高等学校又は中等教育学校の調査書、その他、入学試験実施要項で指定する関係書類に、別表第4-①に定める

入学検定料を添えて提出しなければならない。ただし、出身高等学校又は中等教育学校の調査書については、該当する入学資格により、入学試験実施要項で指定する他の証明書等の提出をもって代えることができる。

(入学のための誓約書)

第25条 入学を許可された者は、本大学所定の様式に従って、保証人と連署の誓約書を提出しなければならない。

(保証人)

第26条 保証人は、親権者又は学生の3親等以内の成年者で、独立の生計を営む者又はこれにかわるべき者とする。
2 保証人は、学生の生活と教育に関する一切の責任を負うものとする。

(転学部・転学科)

第27条 本大学の学生が他の学部・学科へ転学部・転学科を志望するときは、転学部・転学科希望願を提出して許可を受けるものとし、欠員のある場合に限り、選考の上、これを許可することがある。

(編入学)

第28条 他の大学等に在学した者で、次の各号の一に該当する者が本大学に編入学(転入学)を希望するときは、選考の上入学を許可することがある。

- (1) 大学を卒業した者(編入学)
- (2) 短期大学を卒業した者(編入学)
- (3) 高等専門学校を卒業した者(編入学)
- (4) 他の大学に在学している者(転入学)

2 本大学に編入学を志願する者は、編入学志願書、卒業(修了)証明書又は卒業(修了)見込証明書、成績証明書、その他編入学試験実施要項で指定する関係書類、転入学を志願する者は、転入学志願書、在学証明書、成績証明書、その他転入学試験実施要項で指定する関係書類に、別表第4-①に定める入学検定料を添えて提出しなければならない。

3 編入学(転入学)前の既修得単位の認定、編入(転入)学年及び入学後の履修科目については、各学部教授会において決定する。

4 編入(転入)学生の授業料等は別表第4-①(ただし、入学金を除く)にかかわらず、編入(転入)学科の編入(転入)学年と同学年の入学時の授業料等を適用する。ただし、玉川学園女子短期大学及び本大学からの編入生は入学金を徴収しない。

5 本大学から他の大学等へ編入学又は転入学を志望する学生は、退学願を提出して許可を受けるものとする。

(留学)

第29条 本大学が教育上有益と認めるときは、学生が外国の大学へ留学することを認めることがある。

2 前項による留学期間は、原則として1年以内とする。

3 留学期間は、在学年数に算入する。

4 留学によって修得した単位は、教授会の議を経て、第18条第2項に準じ認定することができる。

5 留学期間中の授業料等については、別表第4-①に定める。

6 留学に関する事項は別に定める。

(休学)

第30条 疾病その他の理由によって2カ月以上修学のできない学生は、保証人連署の上願い出て、許可を得た上で休学することができる。

2 休学期間は、当該年度限りとする。ただし、疾病等やむを得ないと認められる場合には、願い出により翌年度に延長を許可することができる。

3 休学期間は、卒業に所要の在学年数には算入しない。ただし、休学期間は、通算して4年を超えることはできない。

4 休学期間中の授業料等については、別表4-①にかかわらず当該年次の授業料、教育研究諸料及び施設設備金の2分の1相当額とする。

(復学)

第31条 休学の理由がやんだときは、その旨を復学願に記し、保証人連署の上願い出て、許可を得て復学することができる。

(退学)

第32条 疾病その他の理由によって退学しようとする者は、保証人連署の上願い出て、許可を得た上で退学することができる。

(除籍)

第33条 次の各号の一に該当する者は、除籍する。

- (1) 第9条に規定する在学年数を経て、なお所定の課程を修了できない者
- (2) 学費の納付を怠り、督促を受けても、なお納付しない者

(3) 第30条第3項に規定する休学期間の満了日に達しても、なお就学できない者

(4) 休学期間の延長又は復学の手続きを怠った者

(5) 死亡又は行方不明者

(再入学)

第34条 本大学を途中で退学した者(依願退学者)又は除籍者(学費未納による除籍者)が再入学を願い出たときは、欠員のある場合に限り、選考の上、入学を許可することがある。

2 再入学に関する事項は玉川大学再入学に関する規程による。

(他の学校における在学の禁止)

第35条 本大学の学生は、同時に学校教育法による他の学校に在学することはできない。

(入学等の決定)

第36条 入学、転学部・転学科、編入学、転入学、留学、休学、復学、除籍及び再入学の許可並びに承認は教授会の議を経て、学長がこれを決定する。

第9章 賞罰

(表彰)

第37条 本大学学生で、品行方正、学術優秀な者、また学生の模範となるべき行いをした者は、教授会の議を経て、これを賞することができる。

2 前項に定める学生表彰に関する事項は、玉川大学学生表彰規程による。

(懲戒)

第38条 本大学学則に違背し、又は学生の本分に反する行為のあった者は、別に定める玉川大学学生処分規程によって懲戒する。懲戒は、譴責、停学及び退学とする。

2 停学は、確定期限を付す有期の停学及び確定期限を付さない無期の停学とする。

3 停学の期間が1か月以上にわたるときは、その期間は、第9条の期間に算入し、第21条の卒業の要件として在学すべき期間に算入しない。

(退学処分)

第39条 次の各号の一に該当する学生は、教授会の議を経て、これを退学に処することができる。

(1) 品行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなく出席が常でない者

(4) 本大学の秩序を乱し、その他学生の本分に反したと認められる者

第10章 授業料、入学金、奨学金その他

(授業料等)

第40条 本大学の授業料・教育研究諸料・施設設備金及び入学金(以下「授業料等」という。)、入学検定料は、別表第4-①のとおりとする。

2 既に納入した授業料等は、原則としてこれを返還しない。

3 所定の期日までに、正当な理由がなく、授業料等を納入しない学生は除籍することができる。

(奨学金)

第41条 本大学学生で成績優秀な者、成績優秀かつ経済的に修学が困難な者があるときは、選考の上、奨学金を給付することができる。

2 奨学金に関する事項は、玉川大学奨学金規程による。

第11章 教職員組織

(教職員)

第42条 本大学に次の教職員を置く。
学長、学部長、教授、准教授、助教、講師、助手、事務職員、技術職員及びその他の教職員。

第12章 大学部長会及び教授会

(大学部長会)

第43条 本大学に、大学部長会を置く。

2 大学部長会は、学長がこれを招集開会して、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

(1) 教育、研究及びこれに関連する人事に関する基本方針等、その運営における全学的な事項

(2) 教授会の審議に関する基本的共通的な事項

(3) 各種委員会に関する事項

(4) 本大学学則、その他関係規程等の制定・改廃及び運用に関する事項

(5) 学長の諮問に関する事項

(6) その他本大学の運営に属する必要と認められる重要な事項

- 3 大学部長会の運営については、別に定める玉川大学部長会運営規程による。

(教授会)

第44条 各学部それぞれ教授会を置く。

- 2 教授会は、その学部の専任教授をもって組織する。
3 教授会は審議事項について必要があるとき、准教授、助教、講師及びその他必要な教職員を出席させることができる。
4 教授会は、定例に学部長がこれを招集する。ただし、学長が必要と認めるときは、これを招集することができる。
5 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。
(1) 学生の入学、卒業
(2) 学位の授与
(3) 前2号に掲げるもののほか、教育に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
6 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下「学長等」という）がつかさどる教育に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
7 教授会の運営については、玉川大学教授会等運営規程による。

(全学教授会)

- 第45条 学長が必要と認めるときは、又は教授会から特に要求があったときは、学長は全学教授会を招集することができる。
2 全学教授会は全学の専任教授をもって組織する。
3 全学教授会は審議事項について必要があるとき、准教授、助教、講師及びその他必要な教職員を出席させることができる。
4 全学教授会は、学長が特に必要と認められた本大学の重要事項を審議する。

(各種委員会等)

- 第46条 学長が必要と認めるとき、各種委員会等を組織し、それぞれの専門分野について審議研究することができる。なお、細部については、玉川大学教授会等運営規程による。

第13章 専攻科

(専攻科)

- 第47条 本大学に次の専攻科及び専攻を置く。
芸術専攻科 芸術専攻
2 専攻科は玉川大学の建学の精神に則り、学部・学科の教育の基礎の上に、精深な専門の理論及び応用の研究指導を行い、専門的技能者を養成し、もって文化の進展に寄与することを目的とする。

(専攻科の定員)

- 第48条 専攻科の定員は次のとおりとする。
芸術専攻科 芸術専攻 10人

(専攻科の修業年限)

- 第49条 専攻科の修業年限は、1年とする。ただし、在学年数は2年を超えることはできない。

(専攻科の授業科目等)

- 第50条 専攻科の授業科目及び履修方法は、別表第2-②のとおりとする。
2 教育職員免許状の授与を受けようとする者は、その免許状の種類・教科に応じて、教育職員免許法に定められた単位を修得しなければならない。
3 専攻科で修得できる教育職員免許状の種類及び教科は、別表第3-②のとおりとする。

(専攻科の修了の要件)

- 第51条 専攻科修了の要件は、本専攻科に1年以上在学し、前項第50条の規定に基づいて授業科目を履修し、30単位以上を修得しなければならない。
2 前項の要件を満たした者には、修了証書を授与する。

(専攻科の入学資格等)

- 第52条 本専攻科に入学できる者は、次の各号の一に該当し、かつ、所定の入学試験に合格した者とする。
(1) 大学を卒業した者
(2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者で、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
(3) 文部科学大臣の指定した者
(4) 本大学において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
2 入学を許可された者は、所定の期日までに入学手続を

完了しなければならない。

- 3 入学の時期は、毎年4月とする。

(専攻科の授業料等)

第53条 本専攻科の授業料、教育研究諸料、施設設備金及び入学金、入学検定料は、別表第4-②のとおりとする。

(専攻科教授会)

- 第54条 専攻科の学事を運営するために、専攻科教授会を置く。
2 専攻科教授会は、次の教員をもって組織する。
(1) 専攻科主任
(2) 当該学部長
(3) 専攻科担当教授及び准教授
3 専攻科教授会は審議事項について必要があるとき、助教、講師及びその他必要な教職員を出席させることができる。
4 専攻科教授会は、第44条第5項の教授会の審議事項について、専攻科に係る事項について審議する。

(大学学則の準用)

第55条 専攻科に関して本章に定める以外のことについては、本大学学則の各条項による。

第14章 教育学術情報図書館、教育博物館、研究所等に関する事項

(教育学術情報図書館)

- 第56条 本大学に玉川大学教育学術情報図書館を置く。
2 本大学の教職員及び学生は、別に定める教育学術情報図書館規程に従って図書を閲覧することができる。

(教育博物館)

- 第57条 本大学に教育博物館を置く。
2 教育博物館に関する規程は、別にこれを定める。

(学術研究所)

- 第58条 本大学に学術研究所を置く。
2 学術研究所に関する規程は、別にこれを定める。

(脳科学研究所)

- 第59条 本大学に脳科学研究所を置く。
2 脳科学研究所に関する規程は、別にこれを定める。

(量子情報科学研究所)

- 第60条 本大学に量子情報科学研究所を置く。
2 量子情報科学研究所に関する規程は、別にこれを定める。

(教師教育リサーチセンター)

- 第61条 本大学に教師教育リサーチセンターを置く。
2 教師教育リサーチセンターに関する規程は、別にこれを定める。

(国際教育センター)

- 第62条 本大学に国際教育センターを置く。
2 国際教育センターに関する規程は、別にこれを定める。
(ELFセンター)

- 第63条 本大学にELFセンターを置く。
2 ELFセンターに関する規程は、別にこれを定める。

(TAPセンター)

- 第64条 本大学にTAPセンターを置く。
2 TAPセンターに関する規程は、別にこれを定める。

(農場及び工場等)

- 第65条 本大学に試験場、農場・演習林及び工場を置く。
2 農場及び工場に関する規程は、別にこれを定める。

(全人教育研究センター及び健康教育研究センター)

- 第66条 本大学教育学部に全人教育研究センター及び健康教育研究センターを置く。
2 全人教育研究センター及び健康教育研究センターに関する規程は、別にこれを定める。

第15章 委託生、科目等履修生、聴講生、研究生及び外国人学生に関する事項

(委託生)

- 第67条 政府又は他の機関から委託された者は、定員にさしつかえがなければ、受講を許可することができる。

(科目等履修生及び聴講生)

- 第68条 本大学で開講する授業科目のうち、一又は複数の授業科目の履修を希望する者がいるときは、教授会の議を経て、科目等履修生又は聴講生として履修を許可することができる。
2 科目等履修生として履修した授業科目の単位の授与については、第16条を準用する。ただし、第23条に掲げる資格を有する者に限る。
3 科目等履修生及び聴講生の事項については、玉川大学科目等履修生及び聴講生に関する取扱要領による。

(研究生)

- 第69条 本大学で特定の課題について研究をすすめよう并希望する者がいるときは、教授会の議を経て、研究生として在籍を許可することができる。ただし、玉川大学大

学院学則第 22 条に掲げる資格を有する者に限る。

- 2 研究生の事項については、玉川大学研究生に関する取扱要領による。

(委託生に関する事項の適用除外)

- 第 70 条 委託生、科目等履修生、聴講生及び研究生には、第 21 条を適用しない。

(委託生等の納付金)

- 第 71 条 委託生、科目等履修生、聴講生及び研究生は、科目等履修料、聴講料又は在籍料を納付しなければならない。

- 2 科目等履修料及び聴講料は、1 単位につき講義・演習科目 33,000 円、実験科目 35,000 円とする。

- 3 在籍料及び選考料については、別に定める。

(外国人学生)

- 第 72 条 外国人で本大学に入学を希望する者がいるときは、在日本外国公館の証明書がある者に限り、外国人学生として特別に入学を許可することがある。

(委託生等に関する事項の大学学則の準用)

- 第 73 条 委託生、科目等履修生、聴講生、研究生及び外国人学生に関しては、本大学学則を準用する。

第 16 章 公開講座

(公開講座)

- 第 74 条 本大学は、時期によって公開講座を開くことができる。

- 2 公開講座に関する規程は、別にこれを定める。

第 17 章 免許法認定講習、免許法認定通信教育

(免許法認定講習、免許法認定通信教育)

- 第 75 条 本大学は、免許法認定講習、免許法認定通信教育を開くことができる。

- 2 免許法認定講習、免許法認定通信教育に関する規程は、別にこれを定める。

第 18 章 保健センター 健康院

(保健センター 健康院)

- 第 76 条 本大学に保健センター 健康院を置く。

- 2 保健センター 健康院に関する規程は、別に定める。

附 則

この学則は、昭和 24 年 4 月 1 日から施行する。

<中略>

附 則

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

人材養成等教育研究に係る目的

<中略>

教育学部

教育学部は、全人教育の理念に基づき、幅広い知識と理解の深化、社会の変化やニーズに対応できる総合的かつ汎用的な技能や諸能力の体得、平和で豊かな社会の実現に積極的に寄与できる態度・志向性の涵養、そして専攻する分野における幅広く深い専門力、創造的思考力、実践的指導力の醸成を目指す人材養成等の教育研究を行うことで、人間や社会への理解や敬愛、規範意識・倫理観、教育や職務への使命感・責任感、自ら研鑽に努める意欲、実社会におけるリーダーシップ、それらを総合的に活用し自ら課題を解決する能力等を有する教員・保育士ならびに社会人を世に輩出する。

教育学科は、玉川教師訓を踏まえ、主として幼稚園、小・中・高等学校教育に関する専門的知識・技能、実践的な指導力を併せ持つ教員の養成とともに、教育関連分野をはじめとする幅広い分野に貢献できる人材の養成を目指す。

乳幼児発達学科は、玉川教師訓を踏まえ、教育・保育に関する専門的知識・技能、実践的な指導力を併せ持つ教員・保育士の養成とともに、社会のニーズに応えられる子育て支援に関わる人材の養成を目指す。

<省略>

※別表第 2 - ① (通学課程関連) は省略

別表第 2 - ②

通信教育ユニバーシティ・スタンダード科目

	授業科目名	単位	履修条件	卒業要件
F Y E 科目群 玉川教育・科目群	一年次セミナー 101	2	必修	9 単位
	一年次セミナー 102	2	必修	
	健康教育	1	必修	
	音楽 I	1	必修	
	音楽 II	1	必修	
	全人教育論	2	必修	
科目群 人文科学	歴史 (世界)	2	選択	16 単位以上
	歴史 (日本)	2	選択	
	哲学	2	選択	
	倫理学	2	選択	
	宗教学	2	選択	
科目群 社会科学	コミュニケーション論	2	選択	
	国際関係論	2	選択	
	心理学	2	選択	
科目群 自然科学	生物学入門	2	選択	
	数学入門	2	選択	
	物理学入門	2	選択	
科目群 学際	健康スポーツ理論	2	選択	
	環境教育	2	選択	
科目群 言語表現	ELF (通信 101)	2	選択	
	ELF (通信 102)	2	選択	
	日本語表現	2	選択	
教職関連 科目群	情報科学入門	2	選択	学科科目と合わせて 99 単位以上
	日本国憲法	2	選択	
	教職 (体育実技)	1	選択	
	教職 (健康教育)	1	選択	
	精神保健	2	選択	
	生命と性の教育	2	選択	
	異文化理解と教育	2	選択	
	学校経営と学校図書館	2	選択	
学校図書館メディアの構成	2	選択		
学習指導と学校図書館	2	選択		
読書と豊かな人間性	2	選択		
情報メディアの活用	2	選択		
図書館概論	2	選択		
図書館情報技術論	2	選択		
図書館制度・経営論	2	選択		
図書館サービス概論	2	選択		
情報サービス論	2	選択		
児童サービス論	2	選択		
情報サービス演習 A	1	選択		
情報サービス演習 B	1	選択		
情報資源組織論	2	選択		
情報資源組織演習 A	1	選択		
情報資源組織演習 B	1	選択		
図書・図書館史	1	選択		
社会教育の基礎	2	選択		
社会教育計画	2	選択		
社会教育方法論	2	選択		
社会教育実習	2	選択		
社会教育課題研究	2	選択		
社会教育特講 A	2	選択		
社会教育特講 B	2	選択		
視聴覚教育メディア論	2	選択		
地域づくりと社会教育	2	選択		
博物館経営論	2	選択		
博物館資料保存論	2	選択		
博物館展示論	2	選択		
博物館情報・メディア論	2	選択		
博物館実習	3	選択		
文化史	2	選択		
日本美術史	2	選択		
西洋美術史	2	選択		
考古学	2	選択		
自然科学史	2	選択		

※履修方法の詳細については、学生要覧による。

教育学科通信教育課程科目

授業科目名	単位	履修条件	卒業要件
教育学概論	2	必修	
教職概論	2	選択	
教育の制度と経営	2	選択	
教育原理	2	選択	
学習・発達論	2	選択	
教育哲学	2	選択	
教育心理学	2	選択	
教育方法学	2	選択	
教育社会学	2	選択	
発達心理学	2	選択	
生涯学習概論	2	選択	
教育の方法と技術	2	選択	
国語	2	選択	
算数	2	選択	
理科	2	選択	
社会	2	選択	
家庭	2	選択	
生活	2	選択	
音楽	2	選択	
図工	2	選択	
体育(幼・小)	2	選択	
外国語(英語)	2	選択	
保育内容総論	2	選択	
文化人類学	2	選択	
民俗学入門	2	選択	
社会学	2	選択	
経済学(国際経済を含む。)	2	選択	
ボランティア概論	2	選択	
比較文化論	2	選択	
世界の宗教と文化	2	選択	
市民社会と法	2	選択	
日本史概論	2	選択	
図書館情報資源概論	2	選択	
図書館情報資源特論	1	選択	
教育実践演習 A	2	必修	
教育実践演習 B	2	必修	
教育課程編成論	2	選択	

道徳教育の理論と方法	2	選択
総合的な学習の時間の理論と方法	1	選択
特別活動の理論と方法	1	選択
生徒・進路指導の理論と方法	2	選択
教育相談の理論と方法	2	選択
幼児理解と教育相談	2	選択
幼児教育課程論	2	選択
幼児指導論	2	選択
保育内容指導法(健康)	2	選択
保育内容指導法(人間関係)	2	選択
保育内容指導法(環境)	2	選択
保育内容指導法(言葉)	2	選択
保育内容指導法(表現)	2	選択
国語科指導法	2	選択
社会科指導法	2	選択
算数科指導法	2	選択
理科指導法	2	選択
生活科指導法	2	選択
音楽科指導法	2	選択
家庭科指導法	2	選択
図工科指導法	2	選択
体育科指導法	2	選択
外国語(英語)指導法	2	選択
日本史各論 A	2	選択
日本史各論 B	2	選択
外国史概論	2	選択
外国史各論 A	2	選択
外国史各論 B	2	選択
西洋文化史	2	選択
東洋文化史	2	選択
地理学概論	2	選択
観光地誌論	2	選択
政治学(国際政治を含む。)	2	選択
西洋哲学思想史	2	選択
東洋思想史	2	選択
地球科学	2	選択
宇宙科学	2	選択
博物館概論	2	選択

博物館資料論	2	選択	
博物館教育論	2	選択	
現代教育研究Ⅰ	2	必修	
現代教育研究Ⅱ	2	必修	
特別支援教育	1	選択	
臨床心理学	2	選択	
日本の伝統文化と歴史	2	選択	
日本と外国の歴史	2	選択	
歴史資料情報論	2	選択	
人文地理学	2	選択	
自然地理学	2	選択	
地理情報論	2	選択	
地誌学概論	2	選択	
世界の教育と文化環境	2	選択	
現代社会の教育課題	2	選択	
ICT 利活用の授業実践	2	選択	
法律学(国際法を含む。)	2	選択	
社会科・公民科指導法Ⅰ	2	選択	
社会科・公民科指導法Ⅱ	2	選択	
社会科・地理歴史科指導法Ⅰ	2	選択	
社会科・地理歴史科指導法Ⅱ	2	選択	
教育実習(幼稚園)	5	選択	
教育実習(小学校)	5	選択	
教育実習(中学校)	5	選択	
教育実習(高等学校)	3	選択	
教育実習(副・幼稚園)	3	選択	
教育実習(副・小学校)	3	選択	
教育実習(副・中学校)	3	選択	
卒業課題研究	4	選択	
教職実践演習(幼)	2	選択	
教職実践演習(小)	2	選択	
教職実践演習(中・高)	2	選択	
代数学Ⅰ	2	選択	
代数学Ⅱ	2	選択	
幾何学Ⅰ	2	選択	
幾何学Ⅱ	2	選択	
解析学Ⅰ	2	選択	
解析学Ⅱ	2	選択	

解析学Ⅲ	2	選択	
確率統計学Ⅰ	2	選択	
確率統計学Ⅱ	2	選択	
コンピュータ	2	選択	
数学科指導法Ⅰ	2	選択	
数学科指導法Ⅱ	2	選択	
数学科指導法Ⅲ	2	選択	
数学科指導法Ⅳ	2	選択	

※履修方法の詳細については、学生要覧による。

別表第3-①

学部	学科	免許状の種類	教科
教育学部	教育学科 通信教育課程	幼稚園教諭1種免許状	
		小学校教諭1種免許状	
		中学校教諭1種免許状	社会
		高等学校教諭1種免許状	地理歴史・公民

別表第4-① (単位は円)

課程 費目	正科生	科目等履修生	備考
入学選考料	20,000	20,000	
入学金	30,000	—	
編入料	10,000	—	
登録料	—	15,000	
授業料	123,800	7,500	
学修料	8,000	8,000	

1. 科目等履修生授業料は科目等履修料と読み替えるものとする。
2. 科目等履修生の科目等履修料は1単位分である。
3. 休学期間中は、在籍料として当該年次の授業料、学修料の2分の1相当額を徴収する。
4. 所定の年限を経てなお在学する場合の授業料は別途定める。
5. 玉川大学・玉川学園女子短期大学卒業者及び玉川大学大学院修了者の正科生入学金・編入料、科目等履修生登録料は徴収しない。
6. インターネットによる出願にあたっては、入学選考料・編入料は2分の1相当額、学修料は2,000円を差し引いた金額を徴収する。

玉川大学教育学部教育学科通信教育課程規程

制定 平成 29 年 4 月 1 日
改正 平成 31 年 4 月 1 日

第 1 章 総則

- 第 1 条 この規程は玉川大学学則（以下、「本大学学則」という。）第 4 条第 3 項に基づき、玉川大学教育学部教育学科通信教育課程（以下、「本通信教育課程」という。）の以下の内容について定める。
- 第 1 章 総則
第 2 章 学年、学期及び休業日
第 3 章 修業年限及び教育課程
第 4 章 単位の授与、卒業の要件及び学士
第 5 章 入学、編入学、転入学、転籍、休学、復学、退学、除籍及び再入学
第 6 章 賞罰
第 7 章 授業料、入学金その他
第 8 章 教員組織
第 9 章 委託生、科目等履修生
第 10 章 免許法認定通信教育
第 11 章 学生証、科目等履修生証
- 2 本規程に定めのないものについては、本大学学則の定めるところによる。

第 2 章 学年、学期及び休業日

- (学年及び学期)
第 2 条 学年は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる前期と、毎年 10 月 1 日に始まり、翌年 9 月 30 日に終わる後期とする。
- 2 学期として年間を通じて、適宜、面接授業日、科目試験日を配する。面接授業期間及び科目試験日程は教育学部教授会及び玉川大学部長会（以下「大学部長会」という。）の議を経て学長がこれを定める。
- (休業日)
第 3 条 休業日は本大学学則に準じる。ただし、夏季休業日、冬季休業日、春季休業日は本通信教育課程として別に定める。

第 3 章 修業年限及び教育課程

- (修業年限)
第 4 条 本通信教育課程の修業年限は、4 年とする。なお、在学年数は、8 年を超えることはできない。
- 2 編入学生の修業年限は、3 年次編入にあっては 2 年、2 年次編入にあっては 3 年とし、在学年数はそれぞれ 6 年、7 年を超えることはできない。
- 3 本通信教育課程への再入学に限り、4 年次編入学を認める場合がある。4 年次編入学生の修業年限は 1 年、在学年数は 2 年とする。

- (授業科目)
第 5 条 授業科目は、通信教育ユニバーシティ・スタンダード科目群（玉川教育・FYE 科目群、人文科学科目群、社会科学科目群、自然科学科目群、学際科目群、言語表現科目群、教職関連科目群、資格関連科目群）、学科関連科目群に区分し、必修科目及び選択科目に分ける。授業科目名及び単位数は、本大学学則別表第 2 - ①のとおりとする。

- (授業科目及び単位数)
第 6 条 各授業科目の履修方法は、次のとおりとする。なお、細部については学生要覧・玉川通信をもって周知する。
- (1)通信教育ユニバーシティ・スタンダード科目群（玉川教育・FYE 科目群）より、9 単位を履修しなければならない。
- (2)通信教育ユニバーシティ・スタンダード科目群（人文科学科目群、社会科学科目群、自然科学科目群、学際科目群、言語表現科目群）より、16 単位以上を履修しなければならない。
- (3)教職関連科目群、資格関連科目群、学科関連科目群（必修科目群、選択科目群）より、99 単位以上を履修しなければならない。
- 2 教育職員免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許法に基づき、同法第 4 条に定める免許状の種類に応じて、教育職員免許法施行規則に規定するそれぞれの教科目及び単位数を修得しなければならない。
- 3 本通信教育課程で取得できる教育職員免許状の種類及び教科は、本大学学則別表第 3 - ①のとおりとする。
- 4 学校図書館法に基づく司書教諭、図書館法に基づく司書、社会教育法に基づく社会教育主事又は博物館法に

基づく学芸員の資格を得ようとする者はそれぞれの法令に規定する教科目及び単位数を修得しなければならない。

- 第 7 条 授業科目は、これを 4 か年に配当する。
- (授業の方法等)
第 8 条 授業は、印刷教材等による授業、面接授業、メディアを利用して行う授業のいずれかにより又はこれらの併用により行う。
- 2 印刷教材等による授業は、添削等による指導を併せ行うものとする。
- 3 メディアを利用して行う授業は、文部科学大臣の定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で履修させることができる。
- (学修時間及び単位)
第 9 条 各授業科目の単位数は、教育学部教授会において定めるものとする。
- 2 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1 単位の授業科目を、45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、次の基準により単位数を計算するものとする。
- (1)印刷教材等による授業については、学修指導書を含み、A5 判 100 頁をもって 1 単位の標準とする。
- (2)面接授業（講義・演習）については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (3)面接授業（実験・実習及び実技）については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。
- 3 学生の学修を補助し、教養を高め、本学精神を普及するため、機関誌及び部報等の補助教材を配付する。
- 4 学生は、教科書の内容について随時質問することができる。質問応答に要する郵税は、学生の負担とする。
- 5 学生は、授業科目を印刷教材等による授業で学修する時、示された報告課題について、科目ごとに 1 単位につき 1 通のレポートを提出し、添削指導を受けなければならない。
- 6 面接授業は、本大学又は本大学の定めた場所で行う。なお、面接授業の期間及び実施細目については、その都度公示する。
- 7 前項の授業の一部、又は全部を文部科学大臣の定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 8 第 8 条に定めるもののほか、卒業課題研究の指導のため、本大学及び全国各地において面接指導を行うことがある。

第 4 章 単位の授与、卒業の要件及び学士

- (単位の認定)
第 10 条 授業科目の単位の認定は、試験による。
- 2 試験の種類は次のとおりとし、その種類に応じて行う。
- (1)印刷教材等による授業、メディアを利用して行う授業で履修した授業科目について科目試験を行う。
- (2)面接授業について期末試験を行う。
- (3)追試験は、やむを得ない理由により期末試験を受けることのできなかった者のためにのみ追試験期間内に行う。
- 3 試験の方法は、筆記、口述、レポート又は実技によるものとする。
- 4 試験の成績の評点は、S (100 ~ 90 点)、A (89 ~ 80 点)、B (79 ~ 70 点)、C (69 ~ 60 点)、F (59 ~ 0 点) の 5 種とし、S、A、B、C を合格、F を不合格とする。
- 5 試験は、本大学又は本大学の指定した場所で行う。
- 6 印刷教材等による授業を履修し、科目試験を受けることができる者は、第 9 条第 5 項に定める報告課題に対するレポートを提出し、受験資格を認められた者でなければならない。
- (単位の授与)
第 11 条 第 10 条の試験に合格した学生には、所定の単位を与える。
- 2 印刷教材等による授業を履修した学生には、前項による試験の他、示された報告課題について、合格した者に授業科目所定の単位を与える。
- (他大学における授業科目の履修及び取得単位の認定)
第 12 条 本大学が教育上有益と認めるときは、他の大学又は短

期大学とあらかじめ協議の上、当該大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項により履修した授業科目の単位は、60単位を超えない範囲で本大学において履修修得した単位として認定することができる。

(短期大学等における修得単位の認定)

第13条 本大学が教育上有益であると認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修について、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることの出来る単位数は、前条第2項により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(既修得単位の認定)

第14条 学生が本大学入学前に大学又は短期大学において修得した単位(既修得単位)について本大学が教育上有益と認めるときは、本大学において履修修得した単位として認定することができる。ただし、この認定に関連して修業年限の短縮は行わない。

- 2 前項による単位の認定は、第12条による単位認定と合わせて60単位を超えない範囲で行うものとする。
- 3 前項に定める単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

(卒業の要件及び学士)

第15条 卒業資格を得るための要件は、次のとおりとする。

- (1) 4年以上在学し、第6条各号に定める単位、合計124単位以上を修得しなければならない。
- (2) 前号の124単位のうち30単位以上を面接授業で修得しなければならない。

2 卒業の決定は、前条の要件を満たした学生に対し、教育学部の教授会の議を経て学長が行う。

- 3 前項により卒業が決定した者には、玉川大学学位規程に基づき、学士(教育学)の学位を授与し「学位記」を交付する。

第5章 入学、編入学、転入学、転籍、休学、復学、退学、除籍及び再入学

(入学の時期)

第16条 入学の時期は、学期の初めとする。

(通信教育課程入学選考委員会)

第17条 通信教育課程入学選考委員会(以下「本委員会」という。)は、教育学部長を委員長とし、教育学部副学部長、教育学部教育学科通信教育課程主任、教育学部の教員、入試広報部事務担当をもって構成する。

2 本委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 入学選考の出願・点検に関する事項
- (2) 書類選考に関する事項
- (3) 入学の許可に関する事項
- (4) 編入学の許可に関する事項
- (5) 再入学の許可に関する事項
- (6) 科目等履修生の許可に関する事項

(入学の資格)

第18条 本通信教育課程に入学できる者は、本大学学則第23条による。

- 2 入学は、書類選考による。ただし、本通信教育課程が教育上必要と認めるときは、筆答試験及び面接試験を行うことがある。

3 入学の選考は、本委員会の選考を経て許可する。

- 4 入学を許可された者は、正科生と称する。

(入学の志願)

第19条 入学を志願する者は、入学志願書、出身高等学校又は中等教育学校の調査書、その他、入学要項で指定する関係書類に、本大学学則別表第4-①に定める入学選考料を添えて提出しなければならない。ただし、出身高等学校又は中等教育学校の調査書については、該当する入学資格により、入学要項で指定する他の証明書等の提出をもって代えることができる。

(入学のための誓約書)

第20条 入学を許可された者は、本大学所定の様式に従って、保証人と連署の誓約書を提出しなければならない。

第21条 入学を許可された者は、本大学学則別表第4-①に定める学費を納め入学手続をしなければならない。

(保証人)

第22条 保証人は、保護者又は保護者に代わりうるもので、生計を別にした身元確実な成年者とする。

- 2 保証人を変更する場合は、遅滞なく新保証人と連署した所定の保証書を提出しなければならない。

(編入学)

第23条 他の大学等に在学した者で、本大学学則第28条に該当する者が、本通信教育課程に転学を希望する場合、又は大学卒業後本通信教育課程に編入学を希望する場合は、本委員会の選考を経てこれを許可する。この場合の編入学年次は、別途編入学基準により、決定する。

- 2 大学又は短期大学を卒業又は、中途退学し、新たに本通信教育課程の第1年次に入学した学生の既修得単位については、本大学が教育上有益と認めるときは、これを認定することができる。

3 前項による単位の認定は、別途認定基準により、決定する。

4 本通信教育課程に編入学、転入学を志願する者は、入学志願書、卒業(修了)証明書又は卒業(修了)見込証明書、成績証明書、その他入学要項で指定する関係書類に、本大学学則別表第4-①に定める入学選考料を添えて提出しなければならない。

- 5 本通信教育課程から他の大学等へ編入学又は転入学を志望する学生は、退学願を提出して許可を受けるものとする。

(休学・復学)

第24条 疾病その他やむを得ない理由によって休学を希望する者は、保証人連署の上願い出で、許可を得た上で休学することができる。

- 2 休学期間は1か年単位とし、その期間は在学年数に算入しない。ただし、休学期間は通算して4年を超えることはできない。

3 休学中の在籍料として、休学しようとするその年度に定められた授業料、学費の2分の1相当額等を納めなければならない。

- 4 休学の理由がやんだときは、許可を得て復学することができる。

(退学)

第25条 疾病その他の理由によって退学しようとする者は、保証人連署の上願い出で、許可を得た上で退学することができる。

(除籍)

第26条 次の各号の一に該当する者は、除籍する。

- (1) 所定の期日までに学費を納入しない者
- (2) 第4条に定める在学期間を超える者
- (3) 死亡又は行方不明者

第27条 本大学の通学課程の学生で、本通信教育課程に転籍を希望する者については、第23条の規定を準用する。

(転籍・転学)

第28条 本通信教育課程の学生で、本大学の通学課程に転籍を希望する者は、所定の手続を経なければならない。

- 2 他の大学に転学を希望する者は、所定の手続を経なければならない。

(再入学)

第29条 第25条の理由により退学した者及び第26条の定めるところにより除籍された者が再び入学を希望するときは、所定の出願手続を経なければならない。

- 2 前項により再入学を願った者は、本委員会の選考を経てこれを許可することができる。

3 前項により再入学を許可された者の旧籍での修得単位は、当該年度の認定基準によりその一部又は全部を認めることができるものとし、認定単位数によりそれぞれ2年次編入、3年次編入、4年次編入とすることができる。

(他の学校における在学の禁止)

第30条 本通信教育課程の学生は、同時に学校教育法第1条に定める他の学校に正規の学生として在学することはできない。

(入学等の決定)

第31条 入学、編入学、転入学、転籍、休学、復学、退学、除籍及び再入学の許可並びに承認は教育学部教授会の議を経て、学長がこれを決定する。

第6章 賞罰

(表彰)

第32条 学生のうち成績優秀で家計困難な者、又は成績抜群な者には、教育学部の教授会の議を経て授業料の全額又は一部を免除してこれを賞することができる。

(懲戒)

第33条 本規程に違背し、又は学生の本分に反する行為のあった者は、別に定める規定によって懲戒する。懲戒は、譴責、停学及び退学とする。

- 2 停学は、確定期限を付す有期の停学及び確定期限を付さない無期の停学とする。

3 停学の期間が1か月以上にわたるときは、その期間は、

第4条の期間に算入し、第15条の卒業の要件として在学すべき期間に算入しない。

(退学処分)

- 第34条 次の各号の一に該当する者は、教育学部の教授会の議を経て退学に処することができる。
- (1) 品行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 本大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反したと認められる者

第7章 授業料、入学金その他

(授業料等)

- 第35条 入学を許可された者は、本大学学則別表第4-①に定める入学金を納めなければならない。なお、編入生は、本大学学則別表第4-①に定める編入料を納めなければならない。
- 2 科目等履修生として学修を許可された者は、本大学学則別表第4-①に定める登録料を納めなければならない。
 - 3 正科生の授業料は、本大学学則別表第4-①のとおりとし、入学のはじめ及び各学年のはじめに納めなければならない。ただし、事情によっては、分納を許可することがある。
 - 4 学修料は、本大学学則別表第4-①のとおりとし、当該年度に在学する全学生に適用する。
 - 5 科目等履修生の科目等履修料及び学修料は、本大学学則別表第4-①のとおりとし、当該年度に在籍する全科目等履修生に適用する。
 - 6 面接授業に要する費用は、別にこれを徴収する。
 - 7 既に納めた学費は、原則としてこれを返還しない。
 - 8 所定の期日までに、正当な理由がなく、授業料等を納入しない学生は除籍することができる。

第8章 教員組織

(教職員)

- 第36条 教職員の配置については本大学学則第42条に準じる。
- 第37条 本通信教育課程の学修指導は、本大学の専任教員が担当する。その他必要に応じて講師を依頼することができる。

(教授会)

- 第38条 本大学教育学部の教授会は、本大学学則第44条により本通信教育課程について所定の権限を行う。

第9章 委託生、科目等履修生

(委託生)

- 第39条 政府又は他の機関から委託された者は、定員にさしつかえがなければ、受講を許可することがある。

(科目等履修生)

- 第40条 本通信教育課程の授業科目の一部を学修しようとする者があるときは、収容定員に余裕のある場合に限り、科目等履修生として学修を許可することができる。なお、科目等履修生の登録期間は1年とし、継続する場合は2年を限度とする。
- 2 科目等履修生として学修を許可する者は、本大学学則第23条の各号の一に該当する者で本委員会の選考を経た者とする。
 - 3 科目等履修生が、履修した授業科目については、その授業科目所定の単位を与えることができる。
 - 4 本大学の科目等履修生であった者が、本通信教育課程の正科生に入学した場合、科目等履修生として修得した授業科目及び単位は、本大学で教育上有益と認めるときは、第15条に定める授業科目及び単位数として認定する。
 - 5 科目等履修生として在籍した期間は、大学の正規の課程の在学年数に算入しない。

- 第41条 委託生、科目等履修生には、第15条を適用しない。

(科目等履修生の納付金)

- 第42条 科目等履修生の科目等履修料は本大学学則別表第4-①に定める。

(委託生の納付金)

- 第43条 委託生の履修料は別に定める。

- 第44条 委託生、科目等履修生に関しては、本大学学則を準用する。

第10章 免許法認定通信教育

(免許法認定通信教育)

- 第45条 本通信教育課程は、免許法認定通信教育を開設することができる。

- 2 免許法認定通信教育について必要な事項は別に定める。

第11章 学生証、科目等履修生証

(学生証等)

- 第46条 本通信教育課程の正科生には、学生証を交付する。
- 2 本通信教育課程の科目等履修生には、科目等履修生証を交付する。
- 第47条 試験、面接授業、面接指導に出席する場合には、学生証又は科目等履修生証を提示しなければならない。

附 則 (平成31年4月1日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

■ 玉川大学における個人情報の取扱いについて (通信教育課程)

玉川大学は、「個人情報の保護に関する法律」や個人情報保護ガイドライン(個人情報保護委員会)などの諸法令に基づき、「学校法人玉川学園 個人情報保護方針」を定め、学内の諸規程を整備し、個人情報の適正な取扱いを行っております。

つきましては、皆様からご提出いただいた個人情報は、次のように取扱うこととします。

※「個人情報保護委員会」とは、公正取引委員会や国家公安委員会と同様に独立性が高く、独自の権限を行使できる内閣府の外局です。

個人情報の利用目的について

ご提出いただいた個人情報は、以下の目的に利用いたします。入学選考後、合格証の発行を受け、入学した者については、〈2.〉～〈7.〉の事項についても利用します。

〈1. 入学選考に関する事項〉

〈2. 教務・学務に関する事項〉

- ①学籍管理, ②履修指導・履修登録, ③成績管理, ④授業運営, ⑤学生証・科目等履修生証・各種証明書の発行,
- ⑥履修状況通知, ⑦身分異動に係る通知, ⑧各種講座・ガイダンス等に関する通知

〈3. 学生生活支援に関する事項〉

- ①奨学金に関する諸連絡, ②学生生活・課外活動支援, ③遺失物・拾得物に関する連絡, ④事件, 事故, 学生相談に関する諸連絡, ⑤学生表彰に関する通知, ⑥災害時の被災状況確認のための連絡, ⑦教育学術情報図書館利用情報の管理, ⑧教育情報等の提供

〈4. 学費等納付金・寄付金に関する事項〉

- ①学費請求・継続手続き, ②学費等納入督促, ③寄付金の依頼

〈5. 教育実習・介護等の体験の実施に関する事項〉

〈6. 教員免許・資格取得, また, 進路・就職支援に関する事項〉

〈7. その他の事項〉

- ①学内施設・設備の利用管理, 防犯カメラの設置による映像情報管理, ②継続学習センターに係る講座開講案内

要配慮個人情報の利用目的について

次に示す要配慮個人情報は、以下の利用目的に該当する場合にご提出いただきます。なお、本利用目的以外に利用しません。

「健康確認票」(正科生入学志願書裏面), 入学志願時の資料として利用します。

「健康診断書」, 体育実技受講時の資料として利用します。

既往病・病歴・身長・体重・健康上の留意事項について、教育実習ならびに介護等の体験の実習先等の決定する際の検討資料として利用します。

既往病・病歴・身長・体重・健康上の留意事項ならびに細菌検査結果について、教育実習ならびに介護等の体験の実施に伴い実習先等に提供します。

※「健康確認票」の記載内容によっては、「医師の診断書」等の提出を求める場合があります。

※「要配慮個人情報」とは、人種、信条、病歴等が含まれる個人情報のことで、本人の同意をとって取得することを原則義務とし、本人の同意を得ない第三者提供(含むオプトアウト手続き)は禁止されています(個人情報保護法第2条第3項)。

要配慮個人情報の利用及び第三者への提供について

要配慮個人情報の利用は、上記利用目的の範囲内で行います。なお、以下の目的で第三者に提供する場合があります。

既往病・現病歴・身長・体重・胸部X線検査結果(結核予防のため)・健康上の留意事項ならびに細菌検査結果:教育実習・保育実習・参観実習の実施ならびに介護等の体験の実施に伴い実習先等に提供します。

なお、「本人の生命、身体のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」は、本人の同意を得ることなく第三者に提供することがあります。(個人情報保護法第23条第1項2)

個人情報の利用及び第三者への提供について

個人情報の利用及び提供は、利用目的の範囲内で行います。業務上で範囲を超えた利用及び提供を行う場合は、事前に利用目的等を公表またはお知らせし、ご本人から同意をいただきます。なお、個人情報の提供が義務付けられた法令や生命・財産の保護のために緊急を要する場合は、ご本人の同意を得ずに提供することがあります(個人情報保護法第23条第1項)。

また、玉川大学・玉川学園学友会からの申請に基づき、下記の利用目的に限り必要な範囲内で学生の個人情報(学部・学科・卒業年月・氏名・住所・電話番号等の各項目)の提供を行います。

玉川大学・玉川学園学友会は、大学の発展に寄与することを目的とした大学在學生とその父母及び卒業生の団体です。

なお、学友会に提供した個人情報は、以下の目的に利用します。

- ①会報等の送付, ②学友会支部会開催案内, ③卒業後の進路に関する情報管理

個人情報を取扱う業務の委託について

利用目的の範囲内で、個人情報を取扱う業務を外部に委託する場合があります。その場合は、個人情報を適正に取扱っていると認められる委託先を選定し、個人情報に関する秘密保持契約等を取り交わすとともに、適切な管理を行います。

個人情報の未提出及び未記入による結果について

本学が指定する書類が未提出の場合もしくはその書類に未記入事項があった場合は、利用目的に示す事項を受けることができません。

ご本人の個人情報の開示等に関する権利について

① 個人情報の開示請求

所定の手続きにより、本学が保有する自己に関する個人情報の開示を請求することができます。なお、この開示請求が指導・評価・診断・選考等に関する個人情報の場合は、必ずしも応じられない場合がありますのでご注意ください。開示請求は原則としてご本人からの請求とし、未成年者からの請求は、保証人等による請求が必要となります。

② 個人情報の訂正・削除・利用停止請求

所定の手続きにより、本学が保有する自己に関する個人情報の記録に誤りがある場合は訂正・削除を請求することができます。また、個人情報が法令の定める範囲を超える場合、もしくはご本人の同意を得ないで本学が定めた利用目的を超えて第三者に提供・利用がされているという理由の場合は、利用停止を請求することができます。なお、指導・評価・診断・選考等に関する個人情報の場合は、必ずしも応じられない場合がありますのでご注意ください。訂正・削除・利用停止は原則として、ご本人からの請求とし、未成年者からの請求は、保証人等による請求が必要となります。

③ 請求の方法

開示及び訂正・削除・利用停止請求にあたっては、本学指定の「保有個人情報開示等請求書」に必要事項を記入し、以下の部署に提出してください。「請求書」の用紙は以下の窓口にお申出ください。請求に対する回答は、請求に関する諸手続き完了日から起算して10日以内(土・日・祝日及び学校法人玉川学園が定める休日を除く)に対応いたします。

□提出先：

〈入学選考に関する事項〉

入試広報部個人情報担当／TEL：042-739-8882

〈入学後の諸手続きに関する事項〉

教学部個人情報保護担当／TEL：042-739-8876

〈教育実習・介護等の体験の実施に関する事項〉

教師教育リサーチセンター教職課程支援室／TEL：042-739-8848

④ 異議の申立て

開示等の請求に対する決定事項について不服がある場合は、本学に異議の申立てをすることができます。申立てについて審査し、その結果を文書により通知いたします。なお、手続き方法については「個人情報保護に関する相談窓口」にお問い合わせください。

■ 苦情・相談について

本学の個人情報の取扱いについての苦情・相談は、以下の窓口にお問い合わせください。

[個人情報保護に関する相談窓口] 学校法人 玉川学園総務部総務課／本部棟4階

TEL：042-739-8953 / FAX：042-739-8795 / e-mail：privacy@tamagawa.ac.jp

(注)開示などの請求、苦情の申出に伴い取得した個人情報は、当該請求・申出の対応以外の目的には利用しません。

■ 個人情報の取得、利用又は提供に関する同意について

ご提出いただく個人情報につきまして、「玉川大学における個人情報の取扱いについて(通信教育課程)」に記載する利用目的の範囲内で、別途書面による同意をいただきます。

玉川学園・玉川大学における個人情報保護への取組みについてホームページにてご紹介しております。

<http://www.tamagawa.jp/privacy/>

□運用管理者 玉川大学 教育学部長(連絡先：教学部 授業運営課／TEL：042-739-8800)

□個人情報保護に関する相談窓口(総務部総務課／本部棟4階)

TEL：042-739-8953 / FAX：042-739-8795 / email：privacy@tamagawa.ac.jp